

条例制定の意義

- ・観光分野におけるユニバーサル社会の実現及び持続可能な観光地域づくりの推進を目指す。
- ・高齢者、障害者、乳幼児を同伴する者その他の移動や宿泊に困難を伴う者が、行きたいところに旅行できる環境を整備する。

基本理念

目指すべき姿

○行きたいところに旅行できる環境の整備

高齢者、障害者等が多様な選択肢の中から希望する目的地に円滑に旅行できる環境を、高齢者、障害者等が家族や友人と一緒に旅行を楽しむことができる観光地域づくりを通じて整備

取組の方向性

○受入体制の充実

受入体制の充実に向け、観光関連事業者が連携して行うサービスの提供の一元化や接遇の向上等

○情報等を得られる機会の確保

高齢者、障害者等と観光関連事業者が必要な情報、知識・技能を得られる機会の確保

○機運醸成

行きたいところに旅行できる環境の整備に関する機運の醸成

各主体の役割

県の役割

- ◆受入体制の充実及び情報発信・機運醸成に関する基本的かつ総合的な施策を策定・実施
- ◆市町、観光関連事業者等と連携し、効果的に実施

市町の役割

- ◆地域の特性を生かした施策の策定・実施
- ◆県が実施する施策に協力

観光関連事業者の役割

- ◆基本理念についての理解
- ◆受入体制の充実
- ◆県・市町が実施する施策に協力

県民の役割

- ◆基本理念についての理解
- ◆県・市町が実施する施策に協力

支援者の役割

- ◆基本理念についての理解
- ◆高齢者、障害者等、観光関連事業者への相談・助言その他必要な援助
- ◆県・市町が実施する施策に協力

計画策定

行きたいところに旅行できる環境の整備に関する施策を推進するための計画を策定

取組内容

人材育成

高齢者、障害者等に円滑な旅行を提供する人材の育成

サービスの提供の一元化

観光関連事業者及び支援者の連携を推進

高齢者、障害者等の旅行に関する相談員

高齢者、障害者等の旅行の相談・企画調整を行う相談員の育成

観光関連事業者の取組促進

受入体制の充実を図るため、観光関連事業者の取組を促進

観光関連事業者の登録

高齢者、障害者等の受入に積極的な観光関連事業者を登録

普及啓発

高齢者、障害者等の円滑な旅行の推進に関する普及啓発

情報提供

高齢者、障害者等の円滑な旅行の推進に関する情報提供

推進体制の整備

行きたいところに旅行できる環境の整備に関する取組を推進する体制整備

財政措置

行きたいところに旅行できる環境の整備のための財政上の措置

高齢者、障害者等が円滑に旅行できる環境の整備に関する条例(仮称)の制定について

1 条例制定の背景

(1) 社会潮流

①人口の減少・偏在化、少子高齢化の進行

- ・総人口の減少が進む中、高齢者・障害者は県内人口の3割以上を占め、今後とも増加基調にある。
- ・これまで消費力で経済を支えてきた団塊の世代が、2025年には後期高齢者(75歳以上)に突入する。

②包摂性

- ・国際目標であるSDGs(持続可能な開発目標)では、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を掲げており、観光分野においても「誰一人取り残さない」視点が重要となっている。

(2) ユニバーサル社会づくりに向けた社会的要請

- ・障害者差別解消法の改正に伴い、2024年5月までに事業者にも障害者に対する合理的配慮の提供*が義務化される。

※障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を求める旨の意思表示があった場合には、負担が重すぎない範囲で対応すること

(3) 観光面でのニーズの高まり

- ・神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会(2024年)、大阪・関西万博(2025年)など、兵庫・神戸への国内外からの誘客機会を見据え、多様な来訪者の受入に備えることが必要である。

2 条例制定の意義

超高齢社会を迎える中、高齢者はこれからますます増加することが予想される。そのため、旅行するに当たり障壁となるものが多く、移動や宿泊に困難を伴う高齢者等が円滑に旅行できる環境の整備が喫緊の課題となっている。

観光分野におけるユニバーサル社会の実現及び持続可能な観光地域づくりの推進を目指し、高齢者、障害者、乳幼児を同伴する者その他の移動や宿泊に困難を伴う者が、行きたいところに旅行できる環境を整備するため、この条例を制定する。

3 条例案骨子

総則
基本理念 <ul style="list-style-type: none">・高齢者、障害者、乳幼児を同伴する者その他の移動又は宿泊に困難を伴う者（以下「高齢者、障害者等」という。）が、多様な選択肢の中から希望する目的地に円滑に旅行できる環境（以下「行きたいところに旅行できる環境」という。）は、高齢者、障害者等が家族や友人と一緒に旅行を楽しむことができる観光地域づくりを通じて整備する。・行きたいところに旅行できる環境の整備に関する施策は、次に掲げる事項に配慮して推進する。<ol style="list-style-type: none">(1) 高齢者、障害者等の受入体制の充実に向け、旅行業者、宿泊事業者、運送事業者その他の観光に関する事業を営む者（以下「観光関連事業者」という。）が連携して行うサービスの提供の一元化、接遇の向上等に資するものであること。(2) 高齢者、障害者等及び観光関連事業者が必要な情報、知識又は技能を得られる機会の確保に資するものであること。(3) 行きたいところに旅行できる環境の整備に関する機運の醸成に資するものであること。
県の役割 <ul style="list-style-type: none">・受入体制の充実に並びに行きたいところに旅行できる環境の整備のための情報発信及び機運醸成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し実施する。・市町、観光関連事業者、高齢者、障害者等の円滑な旅行の支援を行う者（以下「支援者」という。）と連携し、当該施策を効果的に実施する。
市町の役割 <ul style="list-style-type: none">・地域の特性を生かした行きたいところに旅行できる環境の整備に関する施策を策定し実施するとともに、県が実施する行きたいところに旅行できる環境の整備に関する施策に協力するよう努める。
観光関連事業者の役割 <ul style="list-style-type: none">・基本理念についての理解を深めるとともに、自らの事業活動において、高齢者、障害者等が円滑に旅行できるよう、受入体制の充実に努める。・県及び市町が実施する行きたいところに旅行できる環境の整備に関する施策に協力するよう努める。
支援者の役割 <ul style="list-style-type: none">・基本理念についての理解を深めるとともに、高齢者、障害者等が円滑に旅行できるよう、高齢者、障害者等又は観光関連事業者からの求めに応じて、相談、助言その他必要な援助に努める。・県及び市町が実施する行きたいところに旅行できる環境の整備に関する施策に協力するよう努める。

県民の役割

- ・ 基本理念についての理解を深めるよう努める。
- ・ 県及び市町が実施する行きたいところに旅行できる環境の整備に関する施策に協力するよう努める。

行きたいところに旅行できる環境の整備に関する基本的施策

計画の策定

- ・ 知事は、行きたいところに旅行できる環境の整備に関する施策を推進するための計画を定める。
- ・ 計画は、ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例第 12 条第 1 項に規定する総合指針その他の条例の規定による方針であって、行きたいところに旅行できる環境の整備に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする。

人材の育成

- ・ 県は、受入体制の充実を図るため、高齢者、障害者等に円滑な旅行を提供する人材の育成のために必要な施策を講ずる。

サービスの提供の一元化

- ・ 県は、高齢者、障害者等の旅行に関するサービスの提供の一元化を図るため、観光地の観光関連事業者及び支援者の円滑な連絡体制の構築、課題の共有及び解決策の検討を行う場の設置等を進め、観光関連事業者及び支援者の連携を推進する。

高齢者、障害者等の旅行に関する相談員

- ・ 県は、高齢者、障害者等の旅行に関するサービスの提供の一元化を図るため、高齢者、障害者等の円滑な旅行を支援するために必要な専門的知識を有する者であって、行きたいところに旅行できる環境を整備する意欲を有するものを、高齢者、障害者等の旅行に関する相談員として育成する。
- ・ 相談員は、高齢者、障害者等、支援者、観光関連事業者その他高齢者、障害者等の円滑な旅行に関する支援を必要とする者からの求めに応じて、高齢者、障害者等への円滑な旅行に関する相談又は企画調整を行う。

観光関連事業者の取組促進

- ・ 県は、受入体制の充実を図るため、高齢者、障害者等の円滑な旅行に資するサービスを積極的に提供する観光関連事業者の取組を促進する施策その他必要な施策を講ずる。

観光関連事業者の登録

- ・ 知事は、受入体制の充実及び高齢者、障害者等が必要とする旅行に関する情報の発信を図るため、高齢者、障害者等の心身機能に応じて必要な配慮を行い、高齢者、障害者等の円滑な旅行に資するサービスの提供に取り組む観光関連事業者で、情報の発信方法、備品の整備状況その他知事が別に定める基準に適合するものを、高齢者、障害者等の受入に積極的な観光関連事業者として登録することができる。
- ・ 登録の手続その他当該登録に関して必要な事項は、知事が別に定める。

<p>普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は、行きたいところに旅行できる環境の整備に関する機運を醸成するため、高齢者、障害者等の円滑な旅行の推進に関する普及啓発その他必要な施策を講ずる。
<p>情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は、観光関連事業者に対し、受入体制の充実に資する情報をはじめとする高齢者、障害者等の円滑な旅行の推進に関する必要な情報の提供を行う。 ・県は、高齢者、障害者等及び支援者に対し、旅行の計画に資する情報をはじめとする高齢者、障害者等の円滑な旅行の推進に関する必要な情報の提供を行う。 ・県は、県民に対し、高齢者・障害者等との旅行に資する情報をはじめとする高齢者、障害者等の円滑な旅行の推進に関する必要な情報の提供を行う。
<p>行きたいところに旅行できる環境の整備に関する取組を推進するための基盤の整備等</p>
<p>推進体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は、行きたいところに旅行できる環境の整備に関する取組を総合的に推進するための体制を整備する。
<p>財政措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は、行きたいところに旅行できる環境を整備するため、必要な財政上の措置を講ずる。
<p>雑則</p>
<p>補則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この条例の施行に関して必要な事項は、知事が別に定める。